

(お知らせ)

令和3年5月8日

公益財団法人
京都市音楽芸術文化振興財団

京都府緊急事態措置の延長に伴う施設の利用予約のキャンセル対応について

標記の件について、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 対象となる条件について

- ① 延長された京都府緊急事態措置期間（5月12日～5月31日）を利用日とする利用予約をキャンセルする場合
- ② 令和3年5月12日（水）時点で当該利用予約が成立している場合
※ ただし、京都府が緊急事態宣言の延長を要請した令和3年5月6日（木）～令和3年5月11日（火）にキャンセルされた場合を含む

2 上記1の全ての条件を満たす場合の利用料金の取扱いについて

既に公の施設の利用料金が納入されている場合は全額還付します。
また、未納の場合は納入を求めません。

3 キャンセル受付期間について

京都府緊急事態措置が期間途中で解除された場合、その時点で全額還付を前提としたキャンセルの受付は終了します。

※ 詳しくは、各施設にお問い合わせください。